

令和6年第1回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和6年2月26日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	4番	尾 関 俊 治
副 議 長	9番	安 田 敏 雄
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	6番	田 島 清 美
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	笠 原 誠

1. 議事日程（第1号）

令和6年2月26日（月曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第6号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認について
- 日程第5 第7号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第6 第8号議案 笠松町教育振興基金条例について
- 日程第7 第9号議案 笠松町飼い主のいない猫対策基金条例について
- 日程第8 第10号議案 笠松町企業立地促進条例について
- 日程第9 第11号議案 笠松町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第12号議案 笠松町部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第13号議案 笠松町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第14号議案 笠松町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第15号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第16号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 第17号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 第18号議案 笠松町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 第19号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 第20号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 第21号議案 笠松町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 第22号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 第23号議案 笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 第24号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 第25号議案 笠松町水道事業給水条例及び笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 第26号議案 教師用教科書・指導書・デジタル教科書の売買契約の締結について
- 日程第25 第27号議案 米野52号線坂路改修工事請負契約の一部変更について
- 日程第26 第28号議案 町道の路線認定について
- 日程第27 第29号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第28 第30号議案 令和5年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第29 第31号議案 令和5年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 第32号議案 令和5年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第31 第33号議案 令和6年度笠松町一般会計予算について
- 日程第32 第34号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第33 第35号議案 令和6年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第34 第36号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第35 第37号議案 令和6年度笠松町水道事業会計予算について
- 日程第36 第38号議案 令和6年度笠松町下水道事業会計予算について
- 日程第37 第39号議案 笠松町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

開会 午前10時00分

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。よって、令和6年第1回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（尾関俊治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

5番 川島 功 士 議員

6番 田島 清 美 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（尾関俊治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月8日までの12日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（尾関俊治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） 監査委員より、1月22日、23日、24日に実施されました令和5年度定期監査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（尾関俊治君） 理事者の報告を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 令和5年度羽島郡二町教育委員会点検評価報告書について、岐南町より報告されましたのでお手元に配付させていただきました。以上です。

○議長（尾関俊治君） 以上、御了承願います。

日程第4 第6号議案から日程第37 第39号議案までについて

○議長（尾関俊治君） 日程第4、第6号議案から日程第37、第39号議案までの34議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日ここに、令和6年第1回笠松町議会定例会の開会に当たり、町政に対する基本的な考え方を申し述べるとともに、新年度予算の概要について御説明申し上げます。

お手元に配付いたしました文章を朗読する形で申し上げたいと思います。

我が国の経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、成長と分配の好循環に向かいつつある。30年ぶりとなる高水準の賃上げや株価もバブル崩壊後の最高値が更新されるなど、経済の先行きに前向きな動きが見られる一方、輸入物価の上昇と円安のダブルパンチに端を発する物価高の継続は国民生活を圧迫し、賃金は上昇しているものの実質賃金は減少となり、家計の回復には至っておりません。

こうした中、政府は「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を策定し、変革を力強く進める「供給力の強化」と、不安定な足元を固め物価高を乗り越える「国民への還元」の2つを「車の両輪」として、「新しい資本主義」の実現に向けた取組をさらに加速するとしております。

当町の財政状況は、賃上げによる好影響はあるものの町税の大幅な増収には至らず、医療・介護・障がい・子育て支援などの扶助費の増加に加え、道路などの社会インフラ整備や老朽化した公共施設の修繕対応といった維持管理経費の増加が避けられません。これらの事業実施に当たっては国や県の補助金をはじめとする特定財源の確保を念頭に進めておりますが、起債の発行に頼らざるを得ない状況であり、今後も高い水準で公債費償還が推移し、経常経費の増加が見込まれ、一層厳しさを増す状況にあります。

しかしながら、安定的な行政サービスを提供し、魅力あるまちづくりを推進するためには、笠松町第6次総合計画に基づき、各種施策を着実に実行していかなければなりません。限られた財源の中、アフターコロナにおける新たな発想や取組によるまちづくりを推進するとともに、事務事業の見直しやDXの活用による事務効率の向上を図るなど、経費の削減を実施することで行財政基盤を強固なものとし、次の世代へ負担を先送りせず、継続して行政サービスを提供していくことが私に課せられた責務であると考えています。

それでは、新年度予算編成に対する考え方について御説明申し上げます。

当初予算編成に当たり、笠松町第6次総合計画基本構想に掲げたまちの将来像「清流木曽川に抱かれた『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市」の実現に向け、ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまち、未来へつなぐ心豊かな人づくりのまち、にぎわいと活力あふれる創造のまち、便利で快適に暮らせるやすらぎのまち、安全で安心して暮らせる住みよいまち、官民協働で築き上げる持続可能なまちの6つの基本方向を掲げ、「まちの魅力を生かしたにぎわいと癒やしのまちづくり」の理念の下、将来像達成に向けて優先すべき事業に集中投資すると

ともに、将来へ財政負担を先送りしない堅実な予算としました。

これらの方針を基に編成した令和6年度の歳入歳出予算額は、一般会計75億4,000万円、国民健康保険特別会計21億606万5,000円、後期高齢者医療特別会計3億9,592万9,000円、介護保険特別会計21億9,623万5,000円、水道事業会計5億4,883万5,000円、下水道事業会計14億9,994万円、合計142億8,700万4,000円となり、総額につきましては前年度と比較して1.04%の増となりました。このうち、一般会計については、前年度比1.33%の増となっています。

また、国民健康保険特別会計については0.83%の減、後期高齢者医療特別会計については9.95%の増、介護保険特別会計については9.55%の増となっています。また、公営企業会計の水道事業会計については17.21%の減、下水道事業会計については3.07%の減となりました。

それでは、次に、6つの基本方向に基づき、新年度重点的に取り組む事業を中心に御説明申し上げます。

初めに、「ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまち」として、誰もが心豊かな生活を送ることができるよう地域福祉を進めるとともに、健康づくりを支援し、医療体制の整備に努めてまいります。また、高齢者、障がいのある方への支援の充実や、安心して子育てができる環境の整備に努めてまいります。

日本では80歳までの3人に1人が発症するといわれる帯状疱疹のワクチン接種費用について助成を新たに実施し、発症後の症状を軽減、後遺症の予防を図ってまいります。

また、妊娠期から子育て期間まで切れ目のないケア体制の継続はもとより、令和5年度より開始した病児保育をはじめ、保育・子育て支援サービスの充実に取り組んでまいります。

さらに、令和7年に開催予定の全国健康福祉祭ぎふ大会のリハーサル大会を実施し、大会機運の高揚及び健康づくりの機会創出につなげてまいります。

次に、「未来へつなぐ心豊かな人づくりのまち」として、将来を担う子供の心身の健全な育成を促す環境を整備するとともに、誰もがいつでもどこでも学び、活動することのできる場の充実を図ってまいります。

脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備として、令和5年度に実施した笠松小学校と下羽栗小学校に引き続いて松枝小学校の教室照明LED化を実施いたします。

また、中学生の国内交流として、北海道新ひだか町での体験交流事業を継続するとともに、新たに小学生を対象に令和4年度より自治体交流を深めている三重県志摩市で、近隣では体験できない海の広大さや様々な自然や生物に触れ合う貴重な体験学習を実施してまいります。

そのほか、将来を担う子供たちのまちづくりへの参画を推進する「かさまつ子どもまちづくり会議」での、授業では経験できない学びの場の提供や、県内プロスポーツチームのFC岐阜、岐阜スーパース、丸杉ブルビックなどのトップアスリートとの交流による地域におけるスポーツ文化の醸成を引き続き図ってまいります。

次に、「にぎわいと活力あふれる創造のまち」として、木曾川の雄大な自然や四季折々の豊かな風景、先人から受け継いできた伝統文化など、多くの魅力ある資源を生かした観光やイベントの拡充を進めるとともに、河川空間を活用した新たなにぎわいを創出し、人と自然が調和した活力あるまちづくりを進めてまいります。

時代の変化やニーズに合った地域イベントの企画運営、観光資源の開発などを町プロモーション協会と連携し展開するとともに、現在申請中の笠松みなと公園一帯の「都市・地域再生等利用区域」の指定を受けることで、定期的なイベント開催における交流人口の増加やにぎわいの創出を図ってまいります。

また、若年層をターゲットにしたSNS、ウェブ広告を活用した情報発信に加え、新たに映像作品を活用した地域振興の調査・研究を進めるとともに、ふるさとかさまつ宅配便の拡充に努め、町のさらなる魅力発信に取り組んでまいります。

次に、「便利で快適に暮らせるやすらぎのまち」として、自然環境と調和した快適な住環境の整備、安全な道路をはじめとした交通環境の向上、河川や上下水道の整備などを通じ、便利で快適な住みよいまちづくりを進めてまいります。また、清潔な住空間の整備を進め、さらなる資源循環型のまちの構築を進めてまいります。

新たな道路整備として、羽島用水パイプライン上部利用を順次整備するとともに、道路照明灯や標識などの道路附属物の点検や橋梁の補修工事、横断歩道周辺や通学路のカラー舗装化を推進し、安全な生活道路網の整備を図ってまいります。また、3月より開始するデマンドタクシー本格運行により、巡回町民バスと連携した地域の実情に合った公共交通の充実に努めてまいります。

そのほか、公共下水道事業においては、清潔で快適な環境の整備を推進するため、笠松町汚水処理施設整備構想に基づき、門間地内の下水道整備を進め、周辺地域の皆様の生活環境の向上を図ってまいります。

さらに、ごみの排出量削減・再資源化を推進するとともに、太陽光発電・蓄電設備設置への補助をはじめ、白川町との森林環境教育事業や「笠松の自然と共生を考える会」が笠松トンボ天国で取り組む生物多様性の保全活動を支援するなど、自然環境保護意識の醸成に引き続き取り組み、循環型社会の構築に努めてまいります。

次に、「安全で安心して暮らせる住みよいまち」として、住民の生命と財産を守るため、災害に備えた体制の強化を図るとともに、住民誰もが日常生活における不安を感じることなく過ごせることができるよう、災害に強いまちの構築を進めてまいります。

また、地域との連携による日常的な防犯対策の充実や交通安全活動の推進など、犯罪や事故のない安全で安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

大規模災害における備えとして、備蓄食料をはじめ簡易トイレセットなどの定期的な更新を

進めるとともに、女性の視点を踏まえた避難所運営を検討し、必要な備品を整備してまいります。

そのほか、空き家の実態を把握するための調査を実施するとともに、対策を専門家団体と連携して取り組み、安心・安全なまちづくりを進めてまいります。

最後に、「官民協働で築き上げる持続可能なまち」として、民間連携・住民参加のまちづくりを推進するとともに、ICT技術を取り入れるなど、効率的で健全な行財政運営を推進してまいります。健康づくり、子育て支援に係る連携協定など、町の重要課題における民間のノウハウや取組などの連携について、さらなる推進を図ってまいります。

また、マイナンバーを活用した住民票などのコンビニ交付導入を実施するとともに、ペーパーレス会議システムの導入や学校開放施設などへのリモートロックシステム設置、業務改善ツールを活用したアプリ開発に取り組むなど、事務の効率化に取り組んでまいります。

そのほか、昨年、クラウドファンディングにより全国から多くの御支援をいただいた保護猫プロジェクトを継続するとともに、岐阜市と締結した岐阜連携都市圏に基づき、広域的な事業展開を促進するとともに、岐阜大学、岐阜聖徳学園大学、岐阜工業高等学校との官学連携を深め、地域の課題解決に引き続き取り組んでまいります。

以上、私の所信の一端と令和6年度の主要事業を述べましたが、本日提出いたしました各案件については、議事の進行に従いまして順次その理由、内容などについて御説明いたしますので、慎重に御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本日提出させていただきました案件についてであります。専決処分の承認1件、人権擁護委員候補者の推せん1件、笠松町教育振興基金条例ほか17件の条例案件18件、教師用教科書・指導書・デジタル教科書の売買契約のほか1件の契約案件2件、町道の路線認定1件、令和5年度一般会計補正予算ほか3件の補正予算4件、令和6年度一般会計ほか5件の当初予算6件、以上33件であります。

このうち、議案書8ページの第7号議案 人権擁護委員候補者の推せんにつきましては、人権擁護委員の勅使川原久貴子氏の任期が令和6年6月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員候補に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

そのほかの案件につきましては、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（尾関俊治君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） 改めまして、おはようございます。

それでは、順次御説明を申し上げます。

議案書の1ページから7ページにわたります第6号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予

算（専決第3号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものであります。

令和6年2月9日に専決をさせていただきました令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）であります。補正額は6,995万6,000円の増額補正でございます。

それでは、歳出のほうから御説明をさせていただきますので、7ページを御覧いただきたいと思っております。

今回、2点につきまして補正のほうをさせていただきました。まず、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費では、低所得世帯物価高騰重点支援給付金を支援するため必要な経費として総額で6,551万7,000円を計上させていただきました。

それでは、低所得世帯に対する物価高騰の支援策として、令和5年度において今回これが第3弾となりますので、今までの経過について若干御説明をさせていただきますと思います。

まず、第1弾といたしましては、令和5年4月24日に補正をさせていただきました、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業ということで、こちらは令和5年6月1日現在で令和5年度住民税非課税の世帯に対して現金3万円を給付させていただきました。その後、追加支援ということで12月定例会におきまして予算措置をさせていただきました、さらに影響が大きい低所得世帯ということで、この非課税世帯の皆さんに追加交付ということで7万円の追加交付をさせていただきました、非課税世帯の皆さんには10万円を今現在給付させていただいた状況でございます。

その後、今回12月に閣議決定がされまして、さらなる追加支援ということで低所得世帯物価高騰重点支援給付金という形で給付をさせていただきます。今回対象となりますのは、非課税世帯の皆さんには既に10万円給付させていただいておりますので、住民税の均等割のみの課税世帯、こちらに対して世帯当たり10万円の給付金と、あと住民税非課税世帯と住民税均等割世帯の18歳未満の方に対し1人当たり5万円の給付金という形で第3弾といたしまして給付させていただくという内容のものでございます。係る費用といたしまして、事務費のほか、給付金として6,250万円等計上いたしまして、総額では6,551万7,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、全額国のほうの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てて実施をさせていただく内容でございます。

今回の対象は12月1日現在で住民登録のあります住民税非課税世帯及び均等割のみの世帯に属する18歳以下のお子様を対象となるというものでございます。

続きまして、第7款 土木費第2項 道路橋梁費、第2目 道路新設改良費では、こちらは米野52号線坂路いざり坂改修工事の施工に当たりまして、関係機関との協議でありますとか、

地下水の水位や土質などの現場状況への対応により必要となりました工事費ということで443万9,000円を増額させていただいております。こちらの財源といたしましては、社会資本整備基金の繰入れにより対応をさせていただきたいと思っております。

なお、本件につきましては、この予算措置をさせていただきました後に令和6年2月15日付で変更仮契約をさせていただきました。この後、第27号議案におきまして、工事請負契約の一部変更につきまして提案させていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

戻りまして、5ページのほうを御覧いただきたいと思います。

こちらの2つの事業につきましては、第2表の繰越明許の補正をさせていただきました、年度をまたいで実施させていただく予定でありますのでよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案書の9ページから10ページにわたります第8号議案 笠松町教育振興基金条例についてであります。

現在、笠松町には篤志者からの寄附金などを原資とした教育振興のための基金が5つございます。それぞれの基金の設置目的に沿って活用してまいったところでございますが、果実運用型の基金であったり基金残高が少額となった基金もございまして、決算審査の折には監査委員からも長年利用されていない基金が見受けられるため、いま一度基金の設置目的であるとか使途を整理し、有効な利活用の方法について検討するようにとの意見等もいただいております。

そういったような状況も踏まえまして、今般基金のより一層有効な活用を図るため、笠松町育英基金条例、笠松町児童、生徒健康教育振興基金条例、笠松町光文庫整備基金条例、下羽栗小学校整備基金条例、笠松町修学助成基金条例の5つの基金条例を統合させていただきました、新たに笠松町教育振興基金条例を制定するものであります。

今回8条立ての条例で制定をさせていただいております。

第1条におきましては、設置ということで、小学校及び中学校における教育の振興の充実を図るためとし、広く教育振興に活用できるものとさせていただいております。

第2条においては積立て、第3条においては管理について、第4条については運用益金の処理につきまして、第5条については繰替え運用、第6条は目的外の取崩しについて、第7条につきましては処分、第8条については委任事項について規定をさせていただいております。

施行期日は公布の日であります。

なお、附則の第2条におきまして、旧の条例の廃止に関する規定、先ほど申し上げました5つの条例については廃止に関する規定を置かせていただいております、その後附則第3項では経過措置といたしまして、この条例施行の際、附則第2項による廃止前の条例の規定による各基金に属していた現金については、この条例の規定による基金に属する現金とする旨の規定

を置かせていただいているところでございます。

続きまして、議案書では11ページから12ページにわたります第9号議案 笠松町飼い主のいない猫対策基金条例についてであります。

まず、条例の制定に至ります経緯について御説明をいたします。

笠松競馬場厩舎及びその周辺には多くの飼い主のいない猫がすみ着いており、厩舎の移転計画が本格化し厩舎移転が進めば行き場を失った猫たちが近隣住宅に移り、ふん尿の被害など生活の環境の悪化が懸念されることから、笠松競馬場と以前から薬師寺厩舎周辺で保護猫活動を行っていた団体と協力をいたしまして令和4年10月より不妊手術や猫の譲渡に取り組んでまいりました。この取組の一環といたしまして、病気やけがの猫の治療を行い、譲渡につなげられるよう厩舎敷地内の空き厩舎を一時的に保護猫シェルターとして活用するための施設改修や備品整備などを予定し、その費用や運営経費に充てるためふるさと納税型クラウドファンディングにて基金を募りましたところ、予定金額を大きく上回る寄附金が寄せられました。こうしたことから、令和5年度に保護猫シェルターの改修及び運営等に充てた金額以外の基金を積み立てさせていただきまして、保護猫活動に取り組む住民及び団体を支援できるよう所要の規定の整備を行わせていただくというものでございます。

ただし、できる限り寄附をいただいた方の御意向に沿えるよう、当分の間、笠松競馬場厩舎における保護猫活動に限定し、基金の運用を行ってまいりたいと考えているところでございます。

基金につきましては6条立てで制定をさせていただきました。

第1条におきましては、この趣旨、設置ということで、飼い主のいない猫の保護活動に取り組む住民及び団体を支援することにより、その適正な管理を推進し、猫に起因する生活環境の被害軽減を図ることといたしております。

第2条では積立て、第3条では管理につきまして、第4条では運用益金の処理、第5条では処分、第6条については委任事項について規定をさせていただいております。

なお、笠松町飼い主のいない猫対策基金の運用要綱を制定させていただきまして、競馬場厩舎及びその周辺の保護猫活動に限定し、支援を行う団体につきましては町長が認めた団体とするということで、その支援事業の内容は猫の不妊手術事業でありますとか、譲渡会事業、そのほか笠松競馬場厩舎敷地に設置した保護猫シェルターの運営事業、その他町長が必要と認める事業とさせていただきたいと考えております。

また、町が実施主体として行う事業でありますとか、支援団体が行う事業が適当であると判断した経費にも基金を運用してまいりたいと考えているところでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日からでございます。

続きまして、議案書の13ページから14ページ、議案資料では1ページから2ページにわたり

ます第10号議案 笠松町企業立地促進条例についてであります。

議案資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

制定の目的でございますが、笠松町における企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興と雇用の拡大を図り、町政の進展に寄与することを目的といたしております。

また、岐阜県が実施しております岐阜県企業立地促進事業補助金を受ける際には、事業所を新たに設置する市町村の企業立地促進に関する税優遇政策を受ける必要があることから、今回当町におきまして条例を制定し、所要の規定整備を図るものでございます。

条例の中では、第2条で定義を言っておるわけですが、規則で定める事業でありますとか、第4条においても交付基準、交付額は規則で定めるでありますとか、第5条の事業指定についても規則で定める交付基準に従いということで、かなり規則委任をさせていただいている部分もございます。これらにつきましては、この条例の条例施行規則で制定をさせていただくということにさせていただいておりますが、併せて説明させていただくために議案資料のほうをこしらえさせていただきましたので、その概要についてはこちらに沿って御説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

まず、先ほど目的等については御説明申し上げたところでございます。第2条関係で、こちらも規則委任しておるんですが、対象事業となる事業所につきましては、先ほど申し上げた岐阜県の企業立地促進事業補助金の対象と同様とさせていただくということで規定をさせていただきたいと考えております。

列記してございますが、受託開発ソフト業等々に関する事業所でありますとか、2項では研究開発事業の事業所、第3項におきましては技術先端産業、あるいは航空宇宙産業等に関する事業所ということで列記してあるような事業所を対象とさせていただくという予定でございます。

次に、奨励金の種類、交付基準についてでございますが、条例の中では奨励の措置といたしまして2項目規定させていただいております。1つ目は工場等の設置奨励金、もう一つは雇用促進奨励金でございます。

まず、1つ目の工場等設置奨励金につきましては、こちらのほうは投下固定資産ですね。土地、家屋、償却資産、これらの固定資産税額の10分の10、全額を1指定当たり、限度額年間3,000万円でございますが、交付期間は3年間、こういった形で奨励金の交付をさせていただきたいと考えております。

2つ目の雇用促進奨励金につきましては、操業開始に伴い新たに雇用された従業員であること、また操業開始から2年を経過した日を基準日といたしまして、1年半以上笠松町に居住しており、雇用の日から引き続き常時雇用されている従業員であること、こういったような基準

を設けまして1人につきまして20万円、1指定当たり限度額を500万円、こちらは1回限りでございますが、こういった奨励金の交付をさせていただくという内容のものでございます。

めくっていただきまして2ページのほうでは、第5条関係ということで、こちらのほうも規則委任をさせていただく形でございますが、新たに常時雇用している数ですね、こちらのほうは10人以上であるということ。中小企業については5人以上という規定を設けたいと思っております。それで、投下固定資産については取得価格の総額が3億円以上であるというようなことを要件といたしたいと考えております。投下固定資産につきましては、土地、家屋、償却資産、それぞれ表に記載のとおりでございます。

第6条関係では事業者の指定申請ということで、こちらのほうは指定の申請を操業開始日から90日以内に提出していただく旨の規定をさせていただいております。

その他条例では第7条以降、変更の届出でありますとか、第8条においては指定の取消し等の規定を設けさせていただいているところでございます。

施行日は公布の日からとさせていただきたいと考えております。

続きまして、議案書の15ページになります。議案資料では3ページの第11号議案 笠松町監査委員条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、本条例中第2条において引用しております地方自治法第243条の2の2が、243条の2の8に条ずれするため、所要の改正を行うものであります。

施行期日は令和6年4月1日であります。

続きまして、議案書の16ページ、議案資料では4ページの第12号議案 笠松町部設置条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらはコロナ禍を経て全国的に顕在化したデジタル化の遅れ等の課題に対して笠松町におけるDXを推進し、住民の利便性の向上や業務の効率化を一層図るため、企画環境経済部の分掌事務に情報化に関することを加えるものであります。従来は行政組織規則の中で情報化の推進に関する事とというような所掌事務を規定しておったんですが、今回新たに明確化することによって部の設置条例の改正でこのような所掌事務を加えさせていただきたいと考えております。

施行期日は、令和6年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の17ページ、議案資料では5ページでございます。

第13号議案 笠松町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布されまして、法の改正に伴う用語の定義でありますとか引用条項の整理をさせていただくものでございます。

まず、第2条の関係では改正法の別表第2の廃止に伴いまして、新たに用語の定義ということで、第2条の5号に特定個人番号利用事務という事務を追加させていただきました。第6号では利用特定個人情報ということで、こちらも新たに追加をさせていただいております。

第4条の改正の関係では改正法で別表第2が廃止されることに伴いまして、番号利用法別表第2の第2欄に掲げる事務であるとか、同表第4欄に掲げる特定個人情報、こういったような文言を改正法の表記に倣いまして、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報に改正をさせていただいております。

施行期日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日とさせていただきます。

続きまして、議案書の18ページ、議案資料では6ページの第14号議案 笠松町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例についてであります。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の改正、こちらは令和5年6月14日公布、12月13日に施行されておるものですが、に伴いまして法令の条番号が改められたことにより、本条例第1条中に用いられております法令の条番号を改正させていただくものであります。

第1条の中で、法令条番号を「第14条」から「第22条」に改めさせていただきます。

この条例の施行期日は公布の日であります。

続きまして、議案書の19ページから、議案資料では7ページにわたります第15号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは令和6年度の組織改革におきまして、町のブランド化、情報発信の強化、政策推進のための関係部署、機関との連携でありますとか調整、またDXの推進体制の構築等を専属的に所掌させるために新たに未来創造室を設置するに当たり、室長の関係で行政職給料表の級別基準職務表第5級に室長を加えることとするものであります。

施行期日は、令和6年4月1日からであります。

続きまして、議案書の20ページから21ページ、議案資料では8ページから10ページにわたります第16号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律、こちらのほうは令和5年5月8日に公布されまして、令和6年4月1日から施行されるものですが、会計年度任用職員に対しまして勤勉手当の支給が可能となったことから、令和6年度より勤勉手当を支給するための所要の改正を行うものであります。

こちらは議案資料の10ページを御覧いただきたいと思っております。

改正の内容といたしましては、令和6年6月期から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給

するもので、支給月数等は一般職と同じでございます。支給条件といたしましては、期末手当と同様に任期の定めが6か月以上であること、パートタイムの会計年度任用職員にあつては1週間当たり勤務時間が20時間以上のものとしております。こちらのほうは規則において規定をさせていただきます。あわせて、条例の中で附則第2項におきまして、笠松町職員の育児休業等に関する条例第7条の育児休業をしている職員の勤勉手当の支給を受ける職員に関する条文のうち、従来は会計年度任用職員を除くという規定を持っておりましたが、この条例の改正に伴って規定を削除させていただいて、規定の整備を行っております。

施行期日は令和6年4月1日であります。

続きまして、議案書の22ページから23ページ、議案資料では11ページから13ページにわたります第17号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、また特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府省令の施行、こういった基となります運営の基準ですとか省令の基準に伴いまして、その基準等所要の規定の整備を行わせていただくというものでございます。

議案資料の11ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

まず、第15条の関係では、こちらのほうは今申し上げた国の基準等の改正に伴う規定の整備でございまして、法律上の規定がこちら9項から10項に条ずれする改正が行われましたので、その引用条項の規定の整備を行わせていただくというものでございます。

次に、第23条の関係では、こちらのほうは特定教育ですとか保育施設の重要事項について、従来は施設内における書面の掲示だったんですが、これに加えましてインターネット等の電気通信回線を利用して公衆の閲覧の用に供しなければならないようになったというようなことが規定されましたので、その旨規定をさせていただいております。

第35条とか、あと次のページ、12ページに第36条の関係は、先ほど申し上げました国の基準の改正に伴う規定の整備でございます。

それから、13ページにわたります第53条の関係では、こちらのほうは従来磁気ディスクですとかCD-ROM、こういったような具体的な記録媒体の規定をさせていただいておったんですけれども、今回そういった媒体の種類を示さず電磁的記録媒体というような用語を用いることに改正をさせていただいております。

施行期日は公布の日からでございまして、電気通信回線による重要事項の開示、要は23条の改正規定については令和6年4月1日からとさせていただいております。

続きまして、議案書の24ページ、議案資料では14ページにわたります第18号議案 笠松町敬

老祝金支給条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは時代の変化や厳しい財政状況の中で、今後も長寿を祝福する事業として持続して実施していくために平均寿命年齢を下回る満77歳への祝い金の支給を廃止させていただきますとともに、満88歳及び満99歳の方への祝い金額を増額させていただきたいということで条例の改正をさせていただくというものでございます。

議案資料のほうの14ページを御覧いただきたいと思います。

まず、第2条の受給要件の関係でございますが、こちらのほうは今申し上げましたように、満77歳の方を除くこととさせていただきます。支給金額では、今77歳の方は現在5,000円を祝い金として支給しておりましたが、令和6年4月1日からは廃止させていただきます。満88歳の方については現在5,000円のを8,000円に、満99歳の方については現在5,000円のを1万円に増額をさせていただくという内容のものでございます。満101歳以上の方については、現行と同様5,000円を引き続きお祝い金として支給させていただきます。

施行期日は令和6年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の25ページから26ページ、議案資料では15ページから20ページにわたります第19号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成30年度から国民健康保険の運営責任等が市町村から都道府県に移行されましたことにより、毎年度、市町村は県が示す標準保険料率を参考に保険料率を決定することとされております。平成30年度以降、当町は基金の活用による急激な税率上昇の抑制に努めながら、市町村標準保険料率との乖離の解消を図ってきたところでございます。令和6年度には医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のいずれも標準保険料率に合わせた税率とするための改正をさせていただくというものでございます。

それでは、議案資料のほうの20ページを御覧いただきたいと思います。

こちらのほうで改正の内容につきまして、表のほうにまとめさせていただいております。表の中ほどの網かけの部分が改正後の税率ということになっております。

表の一番最下段に市町村標準保険料率ということで、標準的な保険料率を併せて表記させていただいております。こちらのほうの保険料率と、今まで隔たりがあったわけでございますが、段階的に令和2年度から資産割を廃止して努めるであるとか、ずっと近づけてきておりまして、令和6年度からは市町村の標準保険料率に合わせるというような税率を採用させていただくということにさせていただきます。

施行期日は令和6年4月1日からでございます。

○議長（尾関俊治君） 提案説明の途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

引き続き提案理由の説明を求めます。

村井副町長。

○副町長（村井隆文君） それでは、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、議案書の27ページから28ページ、議案資料では21ページから23ページにわたります第20号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

介護保険法施行令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令により、介護保険の第1号被保険者の保険料が多段階化、こちらは13段階へ見直しがされました。こういったことを踏まえまして、笠松町における第9期の介護保険事業計画期間、令和6年度から令和8年度まででございますが、の保険料について所要の改正を行うものでございます。

議案資料のほう、23ページを御覧ください。

こちらのほうで第8期と第9期を対比する形で資料を載せさせていただいております。先ほど申し上げましたように、保険料の多段階化が図られたということで、今回11段階、12段階、13段階と3段階の保険料が新たに設定をされております。基準となります第5段階の保険料につきましても、従来5,850円でありました月額を6,650円、年額ベースでは7万200円から7万9,800円へ改定をさせていただいております。そのほか、段階ごとの保険料については記載をさせていただいております。

こうした形の中で、一定の高所得の方には負担を求めるといような形になっておりますけれども、一方で低所得の方の保険料については軽減のほうをさせていただいております。多段階化により高所得者の乗率を引き上げた増収分を低所得者の乗率の引下げに充てることで標準乗率を引き下げることのほか、公費の投入によりまして低所得の保険料の軽減を図ることになっております。

この関係では22ページのほうを御覧いただきたいんですけども、こちらのほうの第9項においては、表の中では3万6,400円という金額でありますけれども、こちらにおいて2万2,800円とすることといたしております。その下の第2段階の方、表では5万4,700円と規定いたしておりますけれども、こちら第10項においては3万8,800円に引き下げることになっております。また、第11項におきましては、第3段階の方が第9期の標準の表では5万5,100円となっておりますが、こちら5万4,700円と読み替えるといような形にさせていただいております。

施行期日は令和6年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の29ページから37ページ、議案資料では24ページから43ページにわたります第21号議案 笠松町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例についてであります。

こちらのほうは議案資料の24ページをお開きいただきたいと思います。

これから御説明申し上げます第24号議案までの4議案につきましては、この大本の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、こちらの公布に伴いまして条例の改正を行わせていただくというもので、こちら24ページのこういったような見直しが基になるということでございます。

まず、第21号議案につきましては、25ページのほうを御覧いただきたいと思います。

この中で全サービス共通ということで掲げた3つのサービスと、それ以降はサービスごとに関係の改正項目と規定のほうをずっと表示させていただいております。

まず、第21号議案は関係規定の居宅介護支援基準というところでございますが、こちらのほうでまず国の省令の改正の中で、3点全サービス共通の事項として改正がされております。

まず1つ目は、事業所内での書面掲示を求めている重要事項について、インターネット上で情報閲覧ができるように原則として法人のホームページなどウェブサイトに掲載することを求める書面掲示の規制の見直しでございます。

2つ目が提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営するという観点から管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他事業所施設内でも差し支えないという内容とする管理者の兼務範囲の明確化というような項目でございます。

最後、3つ目は身体的拘束等の適正化の推進ということで、この3項目については各条例に該当する項目ということで規定をさせていただいております。

第21号議案の関係では、26ページの下段の表でございますが、居宅介護支援に関する項目の中で公正中立性の確保のための見直しでありますとか、27ページを御覧いただきたいと思います。こちらのほうでは指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングに関する項目、その下の8番ではケアマネジャー1人当たりの取扱件数等につきまして改正の規定をさせていただいております。

こちらのほうの施行期日については、令和6年4月1日でございます。

このうち、先ほどの書面掲示の規制の見直しについては、令和7年4月1日から義務づけられるものでございます。また、身体拘束の適用につきましては、令和7年3月31日までは努力義務とされているところでございます。

順次基準の改正に係る規定で、なかなか、条例で細かい御説明を申し上げたいところがございますが、この資料に沿っての説明で詳細については割愛をさせていただきたいと思っておりますので御了解を頂戴したいと思います。

続きまして、第22号議案、こちらは議案書では38ページから48ページ、議案資料では44ペー

ジから67ページにわたります笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらのほうも恐れ入りますが、先ほど御説明申し上げました25ページのほうを御覧いただきたいと思ひます。

こちら関係規定の中ほど2つ目の地域密着型基準というところの表が該当してまいります。22号議案におきましては、全サービス共通の事項として3項目、その次の多機能系のサービスといたしましては2項目、飛んでいただきまして28ページにおいては居住系のサービスということでナンバー10の項目ですね。それから、29ページ、30ページにおきましては、11から14の項目が改正をされることとなります。

施行期日等については、前議案と同様でございます。

続きまして、第23号議案でございます。笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらのほうも25ページからお願いをいたしたいと思ひます。

表の右から2つ目、介護予防支援基準というところが23号議案の改正の項目となってまいります。こちら標準サービスの部分のところでは1番と2番の項目、飛んでいただきまして27ページにわたっては7番の改正項目、28ページではナンバー9の改正項目が該当してまいります。以上、この表に沿った改正をさせていただきたく内容でございます。

続きまして、第24号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらのほうも25ページを御参照いただきたいと思ひます。

表の一番右の項目が当該条例の改正項目となります。全サービス共通の3項目のほか、4番の項目、飛んでいただきまして29ページでは12番の項目が改正の内容となっております。

施行期日については同様でございます。

ちょっと割愛的な説明で大変恐縮でございますが、こういった省令等元基準に基づく改正でございますので、改正の中身等を資料のほうを御覧いただくということでお願いをさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

続きまして、議案書の58ページ、59ページ、議案資料では81ページ、82ページにわたります第25号議案 笠松町水道事業給水条例及び笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

水道法の改正を含みます生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布されまして、令和6年4月1日より水道整備管理行政が従来の厚生労働省から国土交

通省及び環境省へ移管されることに伴いまして、所要の規定整備を行うものであります。

2つの条例の改正を行わせていただいております。

第1条では笠松町水道事業給水条例の改正ということで、こちらのほうは厚生労働省令が国土交通省令に改まるというような改正の内容でございます。

第2条では笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正をさせていただきます。「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める等の改正をさせていただきます。

施行期日は令和6年4月1日からであります。

続きまして、議案書の60ページ、議案資料では83ページの第26号議案 教師用教科書・指導書・デジタル教科書の売買契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、教師用の教科書、指導書、デジタル教科書の売買契約について町議会の議決を求めるものであります。

議案資料のほうの83ページを御覧いただきたいと思っております。

契約金額は、税込みで913万9,160円であります。

契約の相手方は、岐阜県岐阜市安良田町1丁目17番地、株式会社林文堂、代表取締役 林達也であります。

契約の方法は、地方自治法施行令167条の2第1項第2号適用による随意契約であります。

納期につきましては、本契約締結の日から令和6年3月31日までとさせていただきます。

納入場所については、笠松町内の3小学校であります。

物件の概要は、令和6年度に小学校の教科書改訂があるため、それに伴う教師用の教科書等を購入するもので、数量等は表記のとおりでございます。

続きまして、議案書の61ページ、議案資料では84ページの第27号議案 米野52号線坂路改修工事請負契約の一部変更についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、米野52号線坂路改修工事請負契約の一部変更について、町議会の議決を求めるものであります。

議案資料の84ページを御覧ください。

こちらの事業については、先ほど第6号議案の一般会計の専決補正の中で御説明を申し上げましたように、関係機関の協議の関係でありますとかによりまして、必要な工事に対応すべく増額の補正をさせていただきます。現在は2月25日付で仮契約をさせていただいているという状況でございます。

金額につきましては、443万8,500円増額いたしまして、8,143万8,500円とさせていただきます。

のでございます。

あわせて、工期の延長をさせていただきます。従来令和6年3月29日まででありました工期を、令和6年6月28日までと延長させていただいております。

契約の相手方は、株式会社加藤組でございます。

工事の概要につきましては、こちらの資料のほうに記載のとおりでございます。まず堤防ののり面勾配の変更により盛土の増ということで、こちらは955立方メートルから1,430立方メートルへの増となっております。また、のり面の整形面積のほうは650平方メートルから1,170平方メートルに、また張芝工の増加等も併せて行います。種子吹きつけであったものが張芝になったことによる単価増というようなことも要因となっております。次が水路断面の変更による減でございます。こちらのほうは高さ1.7メートルであったものを1.1メートルに、延長は141メートルから137メートルにさせていただきます。また、歩道の舗装の減ということで、190平方メートルほどの減工となっております。また、そのほか仮設土留矢板の増が延長で51メートル、工用仮設通路の増でありますとか、堤脚の保護ブロック工の増加、こちらのほうは延長にして81メートルの増工となっております。今御説明申し上げたものが増工の主な原因となっております。

続きまして、議案書の62ページ、議案資料では85ページから86ページにわたります第28号議案 町道の路線認定についてであります。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について町議会の議決を求めるものであります。

田代地内の宅地開発により設置された私有道路について、2月5日開会の町道編入審査委員会において、規格に適合しているかどうか等適否について審査を行いました結果、町道に編入することとするものであります。

今回、2路線ございます。議案資料の85ページを御覧ください。

1線目が田代の77号線でございます。起点は田代、終点も田代でございます。場所は田代社古地地内でございます。延長は52.2メートル、幅員は6メートルから11.7メートルとなっております。

続きまして、86ページを御覧ください。

こちらのほうは、田代78号線でございます。起点は田代、終点は田代でございます。場所は、すみません、86ページ、場所の中で長池字白鬚地内とミスプリントがございます。恐縮でございます。田代の白鬚地内でございますので、修正をお願いいたします。申し訳ございません。延長は53.2メートルで、幅員は6.0メートルから11.7メートルでございます。大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の63ページから81ページにわたります第29号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

補正額は1億243万4,000円の増額補正であります。

今回の補正の内容につきましては、本年度の事業費の確定でありますとか精算に伴い、不用額あるいは契約差金等を補正させていただくものでありますので、主な内容について順次御説明をさせていただきます。

それでは、歳出のほうから御説明をさせていただきます。

まず、74ページをお開きいただきたいと思います。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費の中では、人事交流職員負担金といたしまして130万2,000円を増額させていただいております。こちらは岐阜市との人事交流に係る給与費の負担金を増額させていただくというものでございます。

第5目 町民バス運行費では、こちらは財源の内訳補正をさせていただいております。県から地域公共交通DX推進事業補助金といたしまして181万5,000円の交付がございましたので、こちらはデマンドタクシー運行実証実験事業へ充当させていただくべく財源の内訳補正をさせていただきます。

その下、第6目 防災対策費では、こちらも財源内訳の補正でございますが、防災備品ですね、今回発電機等を購入させていただいたんですが、契約差金が73万1,000円ございまして、この分、防災備品整備事業補助金が減額されましたので、そのような財源内訳の補正をさせていただきます。

その下の第7目 青少年交流事業費におきましては、英語検定料の補助金ということで12万9,000円を増額させていただいております。こちらは英語検定の助成金の交付申請件数、こちらのほうが12月末現在では58件、前年度に比べまして1.42倍というような状況でございますので、所要額を増額させていただいたというものでございます。助成対象は町内在住の小・中学生で、受験料の2分の1を助成させていただいておるというものでございます。

続きまして、第2項 企画費、第1目 企画総務費では、ふるさと納税に係ります応援寄附金等基金利子ということで積立金を1億1,951万9,000円増額させていただいております。こちらのほうはかさまつ応援寄附金、こちら個人の分が今見込みでは1億1,300万円ほど、企業版のかさまつ応援寄附金が650万円ほどの見込みということで、これら御寄附をお寄せいただきました分について積立てをさせていただくというものでございます。

それから、続きまして75ページ中ほどでございますが、選挙費についてでございます。こちらは無投票になったことによりまして、岐阜県議会議員選挙費及び町長選挙費を不用額として計上させていただいたというものでございます。

ちょっと飛んでいただきまして、77ページをお開きいただきたいと思います。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費の第5目 環境衛生費でございます。こちらのほうは先ほど条例でもちょっと御説明申し上げたんですが、飼い主のいない猫対策基金積立金という

ことで、445万4,000円を基金に積み立てるため計上させていただいております。

次、77ページの同じく第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費の中で、委託料が2,484万9,000円、指定ごみ袋の製造保管等業務委託料を減額させていただいております。こちらのほうは製造枚数の変更に伴う不用額でありますとか、契約差金により減額をさせていただくという内容のものでございます。

続きまして、78ページをお開きいただきたいと思います。

第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第1目 農業委員会費では、委員報酬として19万1,000円を増額させていただいております。こちらは農業委員及び農業委員会による最適化活動に対しまして交付される農地利用最適化交付金の内示額が予定額よりも大きかったことから、委員報酬を増額させていただくという内容のものでございます。

同じく78ページの第6款 商工費、第1項 商工費の第3目 観光費、こちらのほうは川まつりの中止に伴いまして観光事業補助金を900万円減額させていただいております。

ちょっと飛んでいただきまして、81ページを御覧いただきたいと思います。

第11款、第1項 基金費の中で、第2目の減債基金費でございます。積立金といたしまして2,691万8,000円を増額計上させていただいております。こちらのほうは令和5年度の普通交付税の12月再算定で措置されました臨時財政対策償還基金費相当額を積み立てさせていただくということで、利息額の確定とともに併せて計上させていただいております。

同じく81ページで、今のところで第6目の教育振興基金費でございますが、こちらのほうも積立金といたしまして2,908万7,000円を計上させていただきました。第8号議案で提案をさせていただきました基金を統合し新たに基金を設置することに伴いまして、統合前の基金現金を積み立てるための予算措置をさせていただくという内容のものでございます。

次の歳入につきましても、国・県の支出金の交付決定、事業精算に伴いまして予算を補正させていただくものでございますので、ただいまの歳出で触れていないその他の主なものについて御説明をさせていただきたいと思います。

戻っていただきまして、68ページをお開きいただきたいと思います。

第9款 地方特例交付金、第2項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特例交付金、第1目 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特例交付金についてであります。こちらは新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例、こういった減額の措置があったわけですが、こういった減額の減収補填するための交付金が交付されてくることになりましたので、所要額を計上させていただいております。

第10款の地方交付税の中では、地方交付税税額の再算定による追加交付によりまして普通交付税を6,300万円ほど増額させていただいております。

飛んでいただいて、72ページをお開きいただきたいと思います。

第18款 繰入金の第2項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入でございます。今回の補正に伴いまして、財源に充てておりました財政調整基金繰入額を7,789万2,000円減額とさせていただきます。

あと、それぞれ9目から13目までの基金繰入につきましては、教育関係基金5つの基金から統合によりまして繰入れをさせていただき予算措置をさせていただきます。

73ページのほうの第20款 諸収入でございますが、こちらのほうは第4項 収益事業収入、1目 収益事業収入でございます。こちらのほうは笠松競馬事業から生じた収益金が構成団体に配分されることによりまして、収益事業の増額をさせていただきます。今回770万円が追加交付されてくるというようなことで増額の補正をさせていただきます。総額では1,530万円の収入見込みとなるものでございます。

以上が歳入の主立ったものでございます。

恐れ入ります、67ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費の補正でございます。こちらのほうに記載させていただきました6つの事業につきましては、繰越明許により実施をさせていただきものでありますのでよろしくお願いをいたします。

以上が一般会計の補正予算であります。

続きまして、議案書の82ページから87ページにわたります第30号議案 令和5年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

補正額は50万円の増額補正であります。

85ページをお開きいただきたいと思います。

歳入につきましては、県の交付決定に伴う補正のほか、令和5年度から出産育児一時金を8万円引き上げたことに対する財政支援助及びマイナンバーカードと保険証の一体化に係る周知広報費に対し交付される国庫補助金等を増額させていただきます。

また、歳出については、財源内訳の補正のほか、令和4年度の国保保険者努力支援交付金及び令和4年度の特健康診査負担金の精算に伴う償還金について、すみません、こちらは87ページにあるんですけども、償還金返還金が生じてまいりますので、50万円増額をさせていただきます。

以上が国民健康保険特別会計の補正予算の内容となっております。

続きまして、議案書の88ページから90ページにわたります第31号議案 令和5年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正額は270万8,000円の減額補正であります。

こちらは90ページを御覧いただきたいと思います。

まず、歳出のほうで後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額確定に伴いまして、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料等負担金を減額するもので、270万8,000円減額させていただいております。

これに併せて歳入につきましては、保険基盤安定負担金の額確定に伴いまして、一般会計からの繰入金を同額減額させていただくという内容のものでございます。

続きまして、91ページから100ページにわたります第32号議案 令和5年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

補正額は9,318万8,000円の増額補正であります。

こちらのほうの補正予算の97ページを御覧いただきたいと思っております。

補正の内容といたしましては、主に居宅介護サービス費でありますとか施設介護サービス費など、保険給付費の給付増額が8,800万円強、あと介護予防に係る給付額の増加、こちらは地域支援事業のほうになるんですが、こちらのほうが460万円ほどの増額となっております。これら給付費の増額に対する補正と、あと介護保険の基金利子が減少したことに伴う減額、また過年度における介護保険料の更正が増加したことに伴う保険料還付金の増額等がございましたので、所要額を補正させていただいているという内容になっております。

歳入につきましても、ただいま申し上げました保険給付費ですとか地域支援事業費の増額に伴いまして、国庫支出金、あるいは支払基金の交付金でありますとか、県支出金、一般会計からの繰入金等々、所要の金額を補正させていただいている内容になっております。

介護保険につきましては以上でございます。

続きまして、第33号議案 令和6年度笠松町一般会計予算についてであります。

こちらの予算書と、あと主要事務事業の説明書と2点使いまして御説明を申し上げたいと思っております。

それでは、令和6年度笠松町一般会計予算書をお開きください。

第33号議案 令和6年度笠松町一般会計予算であります。

冒頭、町長が予算の要旨を申し上げましたので、なるべく重複しないように御説明を申し上げます。

歳入歳出予算総額は75億4,000万円、1.33%の増でございます。後ほど予算主要事務事業説明書により説明させていただきます。

予算書の9ページを御覧ください。

第2表の地方債は、道路新設改良事業として2,490万円、交通安全施設整備事業として280万円、緊急自然災害防止対策事業として1億5,040万円、学校教育施設等整備事業として410万円、臨時財政対策債として2,300万円の5つの起債、総額では2億520万円を予定いたしております。昨年度より1,720万円減少いたしております。

それでは、予算主要事務事業説明書により、主な項目を御説明申し上げます。

まず1ページをお開きください。

第1款 町税、第1項 町民税、第1目 個人は、昨年度より0.02%、20万円減の12億3,560万円を計上いたしました。現年度課税分の均等割は、納税義務者数で51人増の1万1,603人を見込んでおりますが、復興増税の町民税分500円が令和5年度までとなっておりますことから、550万円減の3,420万円を計上いたしました。所得割につきましては、令和5年度課税実績に勤労統計調査の民間賃金の伸び率を参考に推計し、ふるさと納税の増加や住宅ローン控除の特例期間の延長などによる税額控除を見込み、530万円増の11億8,940万円を計上いたしました。

第2目の法人は2.94%、320万円増の1億1,200万円を計上いたしました。均等割は昨年度より18社増の622社を課税法人数として見込んでおりますが、従業員数等の変更による課税区分の変更などもあり、総額といたしましては110万円減の5,800万円、法人税割は令和5年度実績により430万円増の5,380万円を計上いたしました。

第2項、第1目の固定資産税は1.86%、2,330万円減の12億3,060万円を計上いたしました。現年課税分の土地は評価替えに伴う宅地評価額下落により、590万円減の5億5,920万円を計上、家屋は新增築111棟を見込むも、評価替え減価により1,600万円減の5億3,300万円を計上いたしました。また、償却資産は令和5年度実績に中小製造業設備投資動向調査を参考にいたしまして推計し、140万円減の1億2,840万円を計上いたしました。

第3項 軽自動車税は、1.74%、99万6,000円増の5,836万円を計上いたしました。

第1目 環境性能割は、賦課台数を9台増の121台とし、266万円と見込んでおります。

第2目 種別割は、令和5年度の登録台数に過去3年間の平均増減率を乗じまして、課税台数を17台増の6,602台と見込み、90万円増の5,570万円を計上いたしました。

第4項 町たばこ税は、令和5年度の実績等を基に推計をいたしまして900万円増の1億3,330万円を計上させていただいております。

次のページ、2ページから続きます第2款 地方譲与税から第9款 地方特例交付金につきましては、令和5年度の交付見込みに国の地方財政計画でありますとか、県の推計によります伸び率等を乗じて積算をさせていただき計上させていただいております。

第10款 地方交付税の普通交付税は、令和5年度の実績からは5.7%減の13億4,000万円を見込み、特別交付税は5,000万円を計上、合計では前年度対比で1億円増の13億9,000万円を計上いたしました。

これ以降の項目につきましては歳出に絡むものがほとんどでありますので、特異なものだけ御説明を申し上げたいと思います。

5ページをお開きください。

第13款 使用料及び手数料が3,798万3,000円の減となっております。

主な要因は、6ページにお移りいただきまして、第2項 手数料の第3目 衛生手数料が3,746万4,000円の減となっております。これは笠松競馬場の事業系一般廃棄物処理手数料の減によるもので、馬ふんの堆肥化により廃棄量が半減すること並びに負担割合の変更によるものであります。

なお、この手数料は歳出の処理費用を100%御負担いただくものとなっておりますので、歳入の減少と同様に歳出も同額が減少をいたしておるものであります。

飛びまして、12ページをお開きいただきたいと思います。

第17款の寄附金でございますが、2,550万円の増となっております。これまで当初予算におきましては、かさまつ応援寄附金の見込額を計上してまいりませんでした。今年度より計上方法の見直しを行いまして、現時点での寄附見込額2,900万円を計上させていただいております。

第18款 繰入金、第2項 基金繰入金は、9,418万6,000円の減となっております。

第1目の財政調整基金繰入は、前年度と同額の3億円を計上させていただいております。令和5年度末の残高は約8億7,800万円の見込みであります。

13ページの第3目 火葬場施設等整備基金繰入は、緑町墓地の防草シート設置、米野墓地のフェンス設置費用に活用するため141万2,000円を繰り入れさせていただきます。

第5目のかさまつ応援基金繰入は、環境事業費補助金やプロモーション推進事業並びに地域間交流事業に活用させていただきます。

第6目の社会資本整備基金繰入は、米野52号線いざり坂の坂路改修に伴う民地復旧工事に活用をさせていただくべく繰入れをさせていただいております。

その下の第7目の飼い主のいない猫対策基金繰入については、条例等々で御説明を申し上げたところでございます。

第19款 繰越金は、前年度より800万円増の1億6,200万円を計上させていただきました。

第20款 諸収入は、前年度より1,102万9,000円の増となっております。主な要因といたしましては、14ページを御覧いただきたいと思います。こちらのほうの第5項 雑入、第3目 雑入の下から5つ目の丸でございますが、後期高齢者健診委託金でございます。こちら前年度までは後期高齢者医療特別会計で予算を計上しておりましたが、今年度より一般会計の後期高齢者医療費に組み替えております。後期高齢者医療広域連合からの委託金といたしまして、1,697万円を計上いたしております。丸の3つ下の新規事業、地域間交流事業参加費については、歳出に合わせて御説明をさせていただきます。

第21款 町債は、先ほどお話ししました前年度より1,720万円減の2億520万円を計上させていただきました。

第1目の土木債では、令和5年度に引き続きパイプラインの上部利用工事に対して2,490万円、横断歩道周辺及び通学路のカラー舗装工事に対して280万円、道路舗装の補修、道路排水の改善工事に対し、1億5,040万円を予定いたしております。

15ページ、第2目 教育債では、松枝小学校のLED化工事に対し410万円を予定いたしております。

第3目の臨時財政対策債の発行見込額は4,100万円減の2,300万円となっております。

以上が歳入についての説明となります。

○議長（尾関俊治君） 提案説明の途中ですが、午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時30分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

引き続き提案理由の説明を求めます。

村井副町長。

○副町長（村井隆文君） それでは、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、歳出について御説明申し上げますので、資料のほうは16ページからお願いいたします。

第1款 議会費は、156万1,000円の減となっております。令和5年度に開かれた町議会のための動画配信に向けた環境整備費用を計上していたことによるものでございます。

第2款 総務費は、6,242万7,000円の増となっております。

17ページの第3目 財産管理費は、前年度、低濃度ポリ塩化ビフェニルの処理費用及び庁舎の建築物定期検査委託料を計上していたことにより、605万6,000円の減となっております。

第4目 電子計算費では、地方公共団体情報システム標準化移行に係る経費として、情報センター委託料が3,841万6,000円増額となっております。係る財源につきましては、国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金で賄いまして、補助率は10分の10であります。

第5目 町民バス運行費では、18ページのほうになりますが、3月より本格運行を開始しますデマンドタクシー、チョイソコカラタンの運行負担経費を継続して計上させていただいております。

第6目 防災対策費は、前年度は避難所看板設置工事や移動系無線機の更新などがあった関係で987万5,000円の減となっております。AEDや備蓄食料につきましては計画的に更新整備を行ってまいります。

新たな事業といたしまして、女性の視点を踏まえた避難所運営を推進するため、県の補助金、こちらは補助率2分の1でございますが、を活用させていただいて女性防災士をはじめ防災団

体からの意見を聴取し、避難所運営に必要な備品を整備するための費用といたしまして100万円を計上させていただいております。

第7目の青少年交流事業費は201万6,000円の増となっております。地域間交流事業の新ひだか町体験交流事業は、前年度に初めて実施をさせていただき、好評いただきました定員を上回る応募をいただきましたので、今年度は定員を20人から24人に増員し実施をさせていただきます。

19ページ一番上にごございます新規事業でございますが、こちらのほうは令和4年度から自治体交流を深めております三重県志摩市における体験学習を実施させていただきます。小学生を対象といたしまして、マリン体験をはじめ自然や生物と触れ合う機会の創出を目的としております。実施期間につきましては、キッズウィーク期間中に1泊2日で実施をいたしまして、24人を派遣する費用として64万8,000円を計上いたしております。

第8目 諸費は300万8,000円の増となっております。こちら新規の事業といたしますが、今までは税金の窓口収納や公金の振込に係る手数料につきましては無料で事務をしていただいておりますが、今後有料となることを受けまして窓口収納手数料及び振込手数料といたしまして271万6,000円を計上させていただきました。

第2項 企画費、第1目 企画総務費は、2,980万9,000円の増となっております。二重丸の5つ目でございますが、まちづくり事業では県内のプロスポーツチームを支援するとともに、岐阜大学、岐阜聖徳学園大学、岐阜工業高校との官学連携も引き続き実施してまいります。

一重丸の2つ目、まちづくり調査研究業務委託料は、円城寺厩舎の跡地利用につきまして調査・研究を継続し、地域の実態調査や保全、阻害要素に関する調査や課題整理への取組等として661万5,000円を計上いたしております。

二重丸の2つ下のかさまつ応援事業でございますが、こちらは1,469万8,000円の増となっております。前年度までは当初予算において寄附金を計上せず、返礼品の予算を一般財源で措置してまいりましたが、本年度より計上方法の見直しをさせていただき、寄附金を返礼品等の経費に充当し、残額については基金に積み立てることとしたためでございます。

続きまして、20ページを御覧ください。

一番上にごございますDX推進事業では、ノーコードツールを活用したシステムの内製化によるコスト削減をはじめペーパーレス会議システムによる紙経費削減及び住民参加機会の増加、さらにはリモートロックシステムによるスムーズな貸館など、DXを活用した事務の効率化、住民の皆さんの利便性の向上が図られるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

第4項 戸籍住民基本台帳費は、2,509万3,000円の増となっております。

21ページの二重丸の3つ目でございますが、窓口事務管理事業では令和7年3月から予定しておりますマイナンバーカードを利用したコンビニでの各種証明書発行の導入に係る費用とし

て2,049万2,000円を計上いたしております。あわせて、役場1階ロビーにもキオスク端末を1台設置する予定でございます。係る費用の財源につきましては、全額国庫補助金で賄われるものでございます。また、マイナンバーカードを利用し申請書記入の省略化を図る書かない窓口システムの試験導入など、窓口事務の効率化も併せて図っていきたいと考えております。

第5項 選挙費は、令和6年度に執行される岐阜県知事選挙の経費を計上させていただいております。

続きまして、22ページを御覧ください。

第3款 民生費は、2億1,465万9,000円の増となっております。

第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費では、二重丸の2つ目、特別会計繰出負担事業が1,862万4,000円増の4億8,864万6,000円で、国民健康保険会計への繰出しは507万9,000円減の1億5,354万7,000円であります。一方、介護保険特別会計の繰出しは保険給付費等の増加に伴い2,370万3,000円増の3億3,509万9,000円を計上させていただいております。

23ページの第3目 老人福祉費、二重丸2つ目の敬老福祉事業では、今年の100歳長寿者褒賞祝金の対象者の方は13名を予定いたしております。敬老祝金の対象者数は一覧表のとおりとなっております。条例改正のところでも御説明させていただいたところですが、77歳は廃止をさせていただきまして、88歳は8,000円に、99歳は1万円に増額をさせていただきます。

二重丸の2つ下、全国健康福祉祭ぎふ大会開催事業では、令和7年10月に開催される第37回全国健康福祉祭ぎふ大会グラウンド・ゴルフふれあいスポーツ交流大会開催に向けた実行委員会への交付金を計上させていただいております。

続きまして、24ページを御覧ください。

第4目の障害福祉費は、9,583万8,000円増の6億8,311万1,000円を計上させていただきました。二重丸の一番下、障がい者自立支援給付事業が制度利用者数の増加に伴いまして、8,221万6,000円増の6億111万9,000円となっております。

25ページの第5目 福祉医療費は、941万1,000円の増となっております。乳幼児の対象者は79名減っておりますが、一方で重度心身障がい者が13名増となっているような状況となっております。

26ページをお開きください。

第8目 後期高齢者医療費は、4,910万円増の3億9,955万5,000円を計上いたしました。療養給付費が前年比2,265万5,000円の増、特別会計への繰出金が903万2,000円の増となっております。

二重丸の2つ目の保健事業でございますが、ぎふ・すこやか健診等の保健事業についてインボイス制度開始に伴い納税が必要となる税負担の抑制と高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の観点から、健診委託事業の予算を後期高齢者医療特別会計から一般会計に組み替えるこ

としたものでございます。

第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費は、2,462万2,000円の増となっております。児童手当の支給事業が2,674万8,000円増の3億5,532万円、子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、令和6年10月支給分から高校生まで拡大及び所得制限の撤廃等によるものでございます。

27ページの二重丸の上から3つ目、4つ目ですね。第2子以降出産祝金支給事業及び高等学校就学準備等支援事業につきましては、全額県補助で実施をさせていただくものでございます。対象者、児童・生徒数は記載のとおりでございます。

続きまして、28ページをお開きいただきたいと思います。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費は、3,707万6,000円の減となっております。主な要因といたしましては、30ページのほうになるんですが、第2目の予防費が2,299万4,000円の減となっております。こちらは新型コロナウイルスワクチン接種事業の減によるものでございます。

新規の事業といたしまして、予防接種事業の表の一番下でございますが、带状疱疹ワクチンでございます。80歳までに3人に1人が発症すると言われる带状疱疹のワクチン接種費用を助成し、症状の軽減、後遺症の予防を図ってまいりたいと考えております。

次に31ページ、第3目 健康増進事業費では、新たな事業といたしまして健康診査実施事業の表の上から2つ目でございますが、歯周病検診を20歳から70歳の5歳刻みを対象に追加させていただいております。自己負担金は500円を予定しているところでございます。

続きまして、32ページをお開きいただきたいと思います。

第4目 地域医療対策費は、今年度は岐南町が当番町ということで減額になっております。

第5目 環境衛生費では、火葬場の施設等整備基金を活用し、緑町墓地の防草シートの設置や米野墓地のフェンス設置などを予定しているところでございます。

二重丸の下から2つ目を御覧いただきたいと思います。太陽光発電設備等整備事業は県の補助制度期間が延長されましたことに合わせ実施するものであります。財源は全額県の補助金で賄われてまいります。

次の二重丸、保護猫活動支援事業では、293万3,000円を計上しております。保護猫シェルター光熱水費でありますとか避妊去勢手術補助金などの費用で、飼い主のいない猫対策基金繰入金で全額を対応してまいります。

続きまして、第2項 清掃費の第1目 塵芥処理費は1,695万9,000円の減となっております。各種処理運搬委託ごとに増減はございますが、その中で減少額が大きいものとして、ごみ収集・処分事業の2つ目の一重丸、指定ごみ袋製造保管等業務がございます。製造単価の減額及び製造枚数の減少によるもので、前年度比1,946万8,000円の減となっております。

33ページでは、下から3つ目の一重丸、こちらのほうは岐阜羽島衛生施設組合負担金が

3,789万2,000円の増となっております。施設建設費負担金が3,351万7,000円の増、旧施設の解体撤去の起債償還金が432万1,000円の増となっているものでございます。今後、新施設の建設が進みます令和7年度、令和8年度にはさらに負担が増える見込みでございますので、次期ごみ処理施設の整備基金を活用し対応してまいりたいと考えております。あわせて、負担の抑制を図るためにも住民の皆様には引き続きごみの減量化について協力を求めてまいります。

次に、34ページをお開きください。

第2目 し尿処理費が1,434万円の減となっております。主な要因といたしましては、岐阜羽島衛生施設組合負担金によるもので、維持管理負担金の負担割合の減によるものでございます。

第5款 農林水産業費は375万3,000円の増であります。

第1目 農業委員会費が74万6,000円の増となっております。タブレットの台数を6台から15台に増台いたします。

第3目 農業振興費では、引き続き農業再生事業といたしまして、生産目標達成や水田フル活用に向けた取組に県補助金等を活用しながら支援を継続してまいります。

35ページの第2項 林業費では、森林環境譲与税を活用した白川町との交流事業、山と水の体験学習会を継続してまいります。

第6款 商工費、第2目 商工業振興費では、創業者支援事業を継続いたします。創業支援補助金1件分の予算を計上しております。また、併せて家賃助成についても計上させていただきました。

第3目 観光費は203万9,000円の減となっております。二重丸の2つ目の観光促進事業は、前年比722万5,000円の減となっております。前年度には観光周遊マップの製作の予算計上があったこと、また観光事業補助金の減額が主な要因となっております。

新規事業といたしましては、36ページにお移りいただきたいと思っております。一番上のプロモーション推進事業であります。情報発信力の強化を図るため、新たにウェブ広告を活用した情報発信を導入いたします。また、映像作品を活用した地域振興の調査研究のため、ロケツーリズム協会へ加入するとともに、セミナーへの参加やトップセールスの実施など、ロケの誘致を強力に推進してまいりたいと考えております。

なお、担当組織を新設いたしまして、専属的に町のプロモーションにも取り組んでまいりたいと考えております。

第7款 土木費は2,738万1,000円の減となっております。

第1項 土木管理費、第1目 土木総務費では、地籍調査事業が90万8,000円を計上させていただきました。今年度は笠松北西部第3地区（その1）2の松栄町、月美町の一部の面積計算、図面作成工程を行いたいと考えております。着実に現在実施中の事業を完了するため、新

たな地区の事業着手は行っておりません。

第2項の道路橋梁費は1,312万8,000円の増となっております。

第1目の道路維持費は2,020万5,000円の増で、道路修繕事業が1,973万3,000円の増、9,871万8,000円となっております。5年に1度の道路ストック点検、こちらは法定点検でございますが、として道路の附属物、道路照明灯20基及び道路標識19基を点検いたします。事業費は814万円で、社会資本整備総合交付金を活用して実施したいと考えております。また、老朽化いたしました道路舗装等の修繕や新設改良を対象に緊急自然災害防止対策事業債を活用し、整備を進めてまいりたいと考えております。施工箇所につきましては、競馬場北側堤防道路のほか4路線で、8,068万4,000円を計上させていただきました。

第2目 道路新設改良費では5,437万8,000円の減となっております。37ページのほうにございます米野52号線坂路いざり坂の改修工事による減額が主な要因となっております。今年度におきましては、民地復旧工事といたしまして824万5,000円を計上させていただきました。財源につきましては、社会資本整備基金からの繰入金を充当させていただいております。緊急自然災害防止対策事業債の対象といたしまして、新設改良工事を米野44号線ほか3か所で施工させていただきます。また、前年度に引き続きまして、パイプライン上部利用整備工事を実施いたします。5か年計画の4年目でございます。延長は180メートルを施工いたします。財源は地方道路整備事業債、こちらの起債により賄いたいと考えております。

第3目 交通安全対策費では、横断歩道周辺のカラー舗装化を継続し、交通安全対策の強化を図ってまいります。財源は国庫の社会資本整備総合交付金を活用させていただきます。

第4目 橋梁維持費では、橋梁点検業務に560万円を計上させていただいております。こちらも財源は国庫の社会資本整備総合交付金を活用させていただきます。また、令和4年度に点検を実施いたしました橋梁、門間12号橋ほか3橋に係る橋梁補修、PCB除去工事では4,493万7,000円を計上させていただいております。財源につきましては、緊急自然災害防止対策事業債を活用させていただいております。

第3項 河川費、第1目 河川維持費は1,806万4,000円の増となっております。内水浸水対策検討業務委託に2,232万5,000円を計上しております。今後の整備に当たり、浸水想定区域図の策定が補助採択の要件となるためであります。財源につきましては、国庫の社会資本整備総合交付金を活用させていただきます。

河川新設改良費は、前年度は国道22号線高架下の張り出し歩道の事業を実施しておりましたが、本年度は事業実施がないため廃目とさせていただいております。

続きまして、今度は38ページのほうを御覧いただきたいと思います。

第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費は2,573万4,000円の減となっております。下水道事業負担金は3,190万円減の2億600万円でございます。この負担金は、下水道事業が借入

れした起債の元利償還金について、普通交付税の需要額として措置された金額を繰出しすることとなっているものでございます。

新規の事業といたしまして、二重丸の3つ目でございます。空家適正管理事業の一重丸の2つ目、こちらのほうで空家等実態調査業務委託料でございます。平成28年に全町調査を実施しておりますが、空き家の有無についてのみの調査でございました。前回調査から年数も経過しておりますので、来年度において再度全町調査を実施させていただきます。その調査結果を踏まえ空き家の有無に加えて、家の状態等把握を行う費用として550万円を計上させていただいております。全国的に空き家に対する課題については当町も御多分に漏れず同様でございます。こういった部分の積極的な現状の把握、分析、あと利活用等についても研究、調査を進めてまいりたいと考えているところでございます。

第8款 消防費でございますが、1,179万7,000円の減となっております。主な要因といたしましては、39ページ、第2目 消防施設費の常備消防事務事業の羽島郡広域連合への負担金が810万2,000円減となったことによるものでございます。

続きまして、第9款 教育費でございますが、こちらは658万4,000円の減となっております。

第1項 教育総務費、第1目 教育総務費は1,675万2,000円の増となっております。羽島郡二町教育委員会負担金、分担金については、総額で昨年より729万6,000円の増額となっております。中学校部活動の社会人指導者や会計年度任用職員の勤勉手当支給の増によるものでございます。

40ページをお開きいただきたいと思います。

第2項 小学校費、第1目 学校管理費では、10月1日現在の笠松町内の小学校の学級数・児童数等は表のとおりでございます。前年度に比べまして学級数については松枝小学校が特別支援学級が1学級増、下羽栗小学校が1学級減、児童数は笠松小学校が1人減、松枝小学校が16人減、下羽栗小学校が23人減といった状況になっております。

41ページのほうを御覧いただいて、二重丸の2つ目でございますが、情報教育ネットワーク事業でございます。361万8,000円の減でございます。前年度に児童用タブレット端末の保険に加入させていただいたことによる減でございます。パソコン教室、タブレットや校務用パソコン等のリースアップによる減が主な減少要因で、新規といたしましてはタブレットの修繕費用として500万円を計上させていただいております。先ほど申し上げました前年度に保険に加入はさせていただいておりますが、一旦修繕費用を支払う必要がございまして、後日保険料が支払われる、そういったことによるものでございます。

二重丸の2つ下でございますが、学校施設長寿命化事業は9万1,000円減の1,560万8,000円を計上させていただきました。前年度の笠松小学校、下羽栗小学校に続き、本年度においては松枝小学校の教室照明のLED化工事を実施させていただくものでございます。係る財源につ

きましては国庫の学校施設環境改善交付金及び学校教育施設等整備事業債を活用させていただきます。

続きまして、42ページのほうにお移りください。

第3項 中学校費でございますが、こちらのほうも10月1日現在について表のほうに表示してございます。前年度に比べまして、学級数は1学級の増、生徒数は2人の増といった状況になっております。

第1目 学校管理費は3,943万2,000円の減となっております。前年度はトイレ改修工事を実施していたことによるものでございます。今年度は給食用のダムウェーター改修工事及びプールサイド改修工事を実施させていただきます。また、情報教育ネットワーク事業については小学校費と同様で、タブレットの修繕費用といたしまして500万円を計上させていただいております。

第4項 社会教育費では3,696万3,000円の増となっております。主な要因といたしましては、昨年10月の交流センター設置に伴いまして予算科目、名称につきましても公民館費を交流センター費に改め、総合会館においては施設名称の変更とともに保健体育費から社会教育費へ組替えをさせていただいたことによるものでございます。また、中央交流センター運営管理事業で、公共施設予約管理システムの改修費用として319万円、中央交流センターの施設管理事業で管理委託の中の資源分別ごみの整理・清掃に土曜日の午前と日曜日、祝日を追加したことによる増という形での予算も計上させていただいております。

続きまして、44ページを御覧いただきたいと思っております。

第5項 保健体育費は873万2,000円の減となっております。総合会館費が廃目になったことが大きな減でございます。

第3目 学校給食費は1,426万1,000円の増でございます。こちらは賄材料費の高騰及び会計年度任用職員の勤勉手当支給に伴う増によるものでございます。

45ページの第10款 公債費は、前年度より6,577万円の減となっております。令和5年度で償還が終わった額より令和6年度から元金償還が始まる額のほうが少ないためでございます。表中の件数を御覧いただきますとお分かりいただけるように、元金は92件、利子については118件ということで、今後26件の元金償還が始まってくるということで、公債費の推移には注視しながら財政運営に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上が一般会計でございます。

続きまして、また同様に主要事務事業の説明書と、今度はこちらの特別会計の予算書、別葉になっておるかと思っておりますが、こちらのほうで御説明を申し上げたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

まず、予算書のほうの1ページをお開きください。

第34号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計予算についてであります。

歳入歳出総額は21億606万5,000円で、対前年度比では1,757万6,000円減額予算といたしました。

次に、今度はこちらの主要事務事業のほうの46ページをお開きいただきたいと思います。46ページ、47ページからになります。

予算の編成に当たりましては、団塊世代の皆様方の後期高齢医療への移行ですとか被用者保険の適用拡大による国民健康保険被保険者数の減を見込みまして、年間の平均被保険者数を3,440人、こちらは対前年度比で10.1%の減として算定をさせていただきました。

今度は49ページからの保険給付費になりますが、歳出の保険給付費につきましては、疾病の重症化ですとか医療の高度化に伴い高額療養費は増加傾向ではございますが、保険給付費全体といたしましては被保険者数の減少の影響が大きいと見込み2,153万6,000円の減額とさせていただいております。

次に、あちこち飛んで恐縮ですが、51ページのほうをお願いいたします。

そのほかには県に納める国民健康保険事業費納付金は被保険者数の減少により医療費総額の減が見込まれることから、7,549万9,000円の減額となりました。

続きまして、戻っていただいて、また46ページ、恐縮です。

歳入の国保税につきましては、条例改正のときにもお話をさせていただきましたが、平成30年度以降基金の活用により急激な税率上昇の抑制に努めつつ、県が示す市町村の標準保険料率との乖離解消を図ってきたところでありまして、令和6年度からは条例提案のとおり標準保険料率に合わせた改定をさせていただいております。しかしながら、保険税の予算計上については保険者数の減や所得水準の低下などによりまして4,380万9,000円の減額とさせていただいております。

48ページのほうを御覧いただきたいと思います。

また、こちらは財政運営上の話なんですけれども、県の支出金等公金の収入時期が例年12月から翌年3月、年度末に偏ることによって、年度途中において一時的な資金不足となる状況を解消するために運用資金分といたしまして今回基金繰入金といたしまして4,680万円、48ページ一番上のところでございますが、増額をさせていただきまして、令和6年度の予算編成をさせていただいたところでございます。引き続き県から示されます標準保険料率や国民健康保険基金を考慮し、国保事業納付金の変動や医療費の増加に備えた持続可能な国保財政の基盤強化に努めてまいります。

続きまして、予算書のほうの5ページをお開きいただきたいと思います。こちらの資料のほうでは53ページからになります。

第35号議案 令和6年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出総額は3億9,592万9,000円で、前年度対比では3,582万8,000円の増額の予算となっております。

予算の編成に当たりましては、医療制度の対象者を3,556人、こちらのほうは前年度比3.2%の増ということで措置をさせていただきました。

歳入では令和6年度は2年に1度の保険料率の見直しが行われる年度でございまして、所得割については9.56%、こちらは0.66%の増でございます。均等割は4万9,412円で、こちらは3,389円の増と、増額改定となっております。保険料の予算措置については後期高齢者医療広域連合が推計をいたしました笠松町の保険料額に収納率99.3%を見込み、4,276万4,000円の増額とさせていただいたところでございます。

なお、歳出では、歳出の98.6%を占めます後期高齢者医療広域連合納付金が、55ページの一番下のほうになりますが3億9,027万円で、被保険者数、保険料の収入の増加に合わせて5,110万8,000円の増額となっております。また、ぎふ・すこやか健診の保健事業についてはインボイス制度開始に伴い、納税が必要となる税負担の抑制と高齢者の保健事業と介護予防の一体実施の観点から、健診委託事業費の予算を一般会計に組み替えることとし、令和6年度の予算の編成をさせていただいたところでございます。

続きまして、予算書のほうでは8ページになります。資料のほうでは57ページからになりますのでよろしくお願いいたします。

第36号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計予算についてであります。

歳入歳出総額は21億9,623万5,000円で、対前年度比では1億9,152万3,000円の増額となりました。予算編成に当たりましては、今年度に令和6年度から令和8年度の今後3年間の介護保険の運営の基礎となる第9期介護保険事業計画を策定いたしましたので、その計画に基づき予算計上を行っているところでございます。

この9期の計画においては、今後の被保険者数、介護認定率の推計及びこれまでの介護給付の実績に国から示されました介護報酬の増額改定を加味して、必要となる介護給付費を算出いたしました。財政運営に必要な保険料額の算定を行っております。この結果、介護保険料についてはこれまでに積立いたしました基金を有効活用することにより、保険料額の上昇の抑制を図り、第8期と比較いたしまして基準となる第5段階の方の保険料額を年額9,600円増の7万9,800円に設定をさせていただいたところでございます。

57ページのほうを御覧いただきたいと思います。

この計画を基にいたしまして、第1号被保険者数は前年度対比67人減の5,899人と見込みまして予算計上を行っております。

歳出につきましては、61ページからになります。被保険者数は減少する一方、認定率が上昇することによりまして、要介護認定者数は増加することが見込まれておりまして、保険給付費

は前年度対比1億8,495万3,000円増の20億6,269万8,000円、また地域支援事業費、こちらは64ページになりますが、一番上のところでございますが、地域支援事業費につきましては976万円増額の9,230万1,000円を計上させていただきました。

あちこち行ってすみませんが、戻っていただいて57ページをお願いいたします。

対しまして歳入につきましては、先ほど御説明いたしました基準保険料額に所得段階別の被保険者数を乗じた保険料総額といたしまして、対前年度比では4,918万5,000円増額の4億5,101万5,000円を計上させていただきました。

国庫支出金、県支出金、支払基金交付金につきましては、保険給付費の増額に伴い、総額で対前年度比で1億4,669万円増額の14億244万6,000円、また町の負担分である一般会計からの繰入金については、対前年度比2,370万3,000円増額の3億3,509万9,000円を予算措置させていただいたところがございます。

今後の介護保険の財政運営につきましては、来年度からの第9期計画期間中に団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者に移られることから、介護サービス給付費が増嵩することが見込まれますが、今年度末残高が約2億9,000万円ございます介護保険基金を有効に活用しながら制度の持続可能性を確保するため、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、予算書のほうでは13ページのほうをお願いいたします。あと、お手元の資料のほうは66ページからお願いをいたしたいと思います。

第37号議案 令和6年度笠松町水道事業会計予算についてであります。

水道事業会計予算につきましては、収益的、資本的の予定額は総額で5億4,883万5,000円で、前年度対比では1億1,409万6,000円の減額となっております。

予算編成に当たりましては、業務の予定量を給水戸数9,340戸、年間総給水量225万立方メートルと計画し、水道料金につきましては令和5年度の決算見込み及び本年度実施を予定いたしております料金改定を勘案いたしまして、対前年度比1,728万2,000円増の2億2,130万1,000円を計上させていただいております。

令和6年度予定の主な改良事業につきましては、70ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

こちらのほうに記載をさせていただいております中野地内において経年管の布設替工事がありますとか、門間地内での下水道工事との同調による布設替工事による配水施設改良工事に1億8,194万円を計上させていただいております。

今後も引き続き水道事業の果たす役割を踏まえ、安心して安定的な水道事業の継続に向けた経営に努めていきたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

続きまして、予算書のほうでは16ページ、資料のほうでは71ページでございます。

第38号議案 令和6年度笠松町下水道事業会計予算についてであります。

下水道事業会計予算につきましては、収益的及び資本的の予定額の総額14億9,994万円で、対前年度比4,744万円の減額となっております。

予算の編成に当たりましては、業務の予定量を水洗化人口1万7,375人、年間総有収水量205万立方メートルと計画をいたしまして、下水道使用料につきましては令和5年度の実績に基づき対前年度比402万9,000円増の3億3,583万3,000円を計上いたしました。

主な建設改良事業についてでございますが、こちらのほうも76ページを御覧いただきたいと思っております。

笠松町汚水処理施設整備構想に基づきまして、松枝処理分区の門間地内の面整備で下水道本管延長2,336メートルの埋設工事を計画し、工事費といたしまして2億8,478万5,000円を計上させていただきます。

令和6年度下水道整備予定面積につきましては、その下の表でございますが、10.71ヘクタールで、年度末には558.88ヘクタールが整備済み予定となります。令和6年度末には下水道事業整備率は対全体計画で81.8%、対事業計画区域では83.6%となる予定でございます。

今後も引き続き下水道事業の果たす役割を踏まえ、鋭意整備促進を図り、より一層の効率化及び健全な経営に努めていきたいと考えております。

長くなりまして恐縮です。説明は以上でございます。

○議長（尾関俊治君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） 大変申し訳ございません。先ほど一般会計当初予算について御説明させていただきました中で、1点ちょっと誤った説明をさせていただきましたところがございますので訂正をさせていただきます。

こちら主要事務事業の説明書のほうの21ページをお開きいただきたいと思っております。

こちらの説明の中で、窓口事務事業ということで令和7年3月からマイナンバーカードを利用したコンビニでの各種証明書の発行の経費ですとか、あとキオスク端末につきまして、財源は先ほど私全額国庫補助で賄われますと御説明申し上げましたが、2分の1の誤りでございましたので修正のほうをお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。大変失礼いたしました。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。第39号議案について、提案理由の説明は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案について提案理由の説明は省略することに決しました。

お諮りいたします。明2月27日から3月3日までの6日間は、議案精読のため休会とし、3月4日午前10時から本会議を再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、明2月27日から3月3日までの6日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（尾関俊治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時20分